

江別市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

江別市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

江別市長 後 藤 好 人

江別市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(江別市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 江別市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第 2 0 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、3 0 分を単位として行うものとする。

第 2 0 条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

(第 2 号部分休業の承認)

第 2 0 条の 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

- (1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間)

第 2 0 条の 3 育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第 2 0 条の 4 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間

とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(江別市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 江別市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和55年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「一部（2時間を超えない範囲内に限る。）」を「全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき市長が指定する時間を超えない範囲内に限る。）」に改める。

第19条第4項中「、同条第2項中「小学校の始期」とあるのは「3歳」と」を削る。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「一部（2時間を超えない範囲内に限る。）」を「全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内に限る。）」に改める。

第17条第4項中「、同条第2項中「小学校の始期」とあるのは「3歳」と」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の江別市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用に

については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。